宮城県テニス協会規約

第一章 総 則

- 第1条(名称)本協会は宮城県テニス協会と称する。
- 第2条(目的)本協会は宮城県におけるテニス競技団体を統括し、且つこれを代表する団体であって、テニス競技を健全に普及発展させ、宮城県の体育文化の振興に寄与することを目的とする。
- 第3条(事業)本協会は前条の目的達成のため次の事業を行う。
 - (1) テニス競技に関する諸計画を実施し、テニスの普及及び指導を行う。
 - (2) 宮城県のテニス界を代表して、財団法人宮城県体育協会及び東北テニス協会を通じて財団法人日本テニス協会に加盟し、連絡・協調にあたる。
 - (3) その他、本協会の目的に適応する一切の事業を行う。
- 第4条(事務局)本協会の事務局は仙台市に置く。
- 第5条(組織)本協会は県内の市町村テニス協会、加盟テニス団体及び協調団体をもって組織する。
 - 2. 協調団体として、みやぎいきいきテニス連盟、日本女子テニス連盟宮城県支部、宮城県学生テニス連盟及び宮城県高体連テニス専門部とする。
- 第6条(賛助会員)本協会の目的に賛同する法人または個人は、賛助会員になることができる。

第二章 役 員

第7条(役員)本協会に次の役員を置く。

会 長 1名

副会長 若干名

常任理事 若干名(理事長 1名、副理事長 若干名を含む。)

理事

 監事
 3名

 顧問
 若干名

 参与
 若干名

- 第8条(会長・副会長)会長および副会長は理事総会の決定により、これを選出する。
 - 2. 会長は本協会を統括し、代表する。
 - 3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 4. 会長および副会長は理事の資格を有する。
- 第9条(常任理事)常任理事は理事総会の決議により委嘱され、本協会の業務を処理する。
 - 2. 常任理事は互選により理事長、副理事長を定める。
 - 3. 理事長は理事総会の議決に基づき、本協会の業務を掌理する。
 - 4. 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
- 第10条(監事)監事は理事総会の決定により委嘱せられ、本協会の財務を監査する。
- 第11条(顧問・参与)顧問は理事総会の承認により、会長がこれを委嘱する。参与は中央および地方におけるテニス競技の功労者の中から理事総会の決議により委嘱され、本協会の重要事項の諮問に応ずる。
- 第12条(理事)理事は本協会を組織する団体より選出されるほか、本県におけるテニス界の功労者の中から、 理事総会の承認により、会長がこれを委嘱する。
 - 2. 理事は本協会の理事総会に出席し、その議決権を行使することができる。
 - 3. 各加盟テニス団体より選出せられる理事数は1名とする。
- 第13条(任期)役員の任期は2年とし、重任は妨げない。顧問・参与はこれを定めない。
 - 2. 欠員補充または増員された役員の任期は前任者または現任者の残任期間とする。
 - 3. 役員は任期が満了しても後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

第三章 理事総会

第14条(理事総会)理事総会は最高議決機関であって、次の事項を議決する。

- (1) 予算および決算
- (2) 事業計画
- (3) 役員の承認または決定
- (4) 規約の改正
- (5) その他の重要事項

第15条(定時および臨時理事総会)本協会の定時理事総会は会計年度終了後、速やかに開催する。

- 2. 常任理事会が必要と認めたとき、または理事の3分の1以上のものから要求があったときは臨時理 事総会を開催しなければならない。
- 第16条(招集)理事総会は会長が招集する。理事総会の議長は出席した理事から選ぶ。
- 第17条(議事)理事総会は理事の3分の2以上(委任状も含む)の出席によって成立する。
 - 2. 理事総会の議決は出席理事の過半数で決定する。可否同数の場合、議長が決する。
 - 3. 役員は理事総会に出席し、それぞれの資格で意見を述べることができる。

第四章 常任理事会

第18条(常任理事会)常任理事会は執行機関であって、理事長、副理事長及び常任理事で構成する。

- 2. 常任理事会は必要に応じ理事長が招集し、議長を務め、本協会運営に関する重要事項を審議する。
- 3. 会長及び副会長は、常任理事会に出席することができる。
- 第19条(議事)常任理事会は、常任理事の2分の1以上の出席により成立し、その議事の議決は出席者の過半数の同意により決し、可否同数の場合、議長が決する。但し、当該事項について書面をもってあらかじめ意思を表示した者(委任状)は出席者とみなす。

第五章 専門委員会

第20条(専門委員会)本協会の目的達成のために必要に応じて専門委員会を設けることができる。

- 2. 専門委員会の委員長、副委員長及び委員は、常任理事会の議を経て、会長がこれを委嘱する。
- 3. 専門委員会の運営に関する規定は別に定める。

第六章 会 計

第21条(会計)本協会の会計は次のものをもってあてる。

(1) 加盟テニス団体の分担金 (2) 寄付金および補助金 (3) 事業収入 (4) その他

第22条(負担金)加盟テニス団体の負担金は理事総会でこれを定める。

第23条(会計年度)本協会の会計年度は3月1日に始まり、2月末日に終了する。

第七章 付 則

第24条 本協会への加盟および脱退は常任理事会の承認を要す。

第25条 本規約の改定は理事総会において3分の2以上の議決により行うことができる。

2. その他細則などは、常任理事会の議決により定める。

第26条 本規約は昭和51年2月1日から効力を生じる。

(昭和59年 2月19日改正)

(昭和60年 3月21日改正)

(昭和61年 2月11日改正)

(平成 元年 3月12日改正)

(平成15年 4月19日改正)

(平成25年 4月 5日改正)

以上